

第1条 BizSTATION ファイル送受信サービスおよび BizSTATION ファイル送受信サービス利用規定

1. BizSTATION ファイル送受信サービス(以下「Biz ファイル送受信サービス」といいます。)とは、お客さまと当行との各種取引のうち、当行の指定する取引を BizSTATION でのファイルの送受信により行うサービスおよびこれに付随するサービス(第2条に定めます)のことをいいます。
2. Biz ファイル送受信サービスの利用にあたっては、本 BizSTATION ファイル送受信サービス利用規定(以下「Biz ファイル送受信規定」といいます。)および BizSTATION 利用規定を適用するものとします(BizSTATION 利用規定に規定された「本サービス」に Biz ファイル送受信サービスが含まれるものとします。)。なお、Biz ファイル送受信規定と BizSTATION 利用規定が抵触する場合には、Biz ファイル送受信規定が優先されるものとします。

第2条 Biz ファイル送受信サービスの内容

1. Biz ファイル送受信サービスには、以下3種類のメニューがあります。
 - ①ファイル送信:取引を依頼するデータファイルのアップロード(アップロードされた取引依頼データファイルを「送信ファイル」といいます。)、送信ファイルをもって行う取引の申請および承認ならびに接続テストができます。
 - ②受付明細照会:承認済の送信ファイルをダウンロードできます。また、当行所定の条件に合致した送信ファイルの承認を取り消すことができます。
 - ③ファイル受信:銀行が作成した各種お取引および接続テストに関連するデータファイル(以下「受信ファイル」といいます。)をダウンロードできます。
2. 上記第1項の対象となる取引は当行所定のものとします。

第3条 利用手数料

Biz ファイル送受信サービスの利用にあたっては、Biz ファイル送受信サービス利用手数料および消費税・地方消費税相当額(お客さまが非居住者であるか、また本サービスの提供が消費税の免除され得るものであるかを問いません。以下「消費税」といいます。)をいただきます。(税制が改正された場合には当該改正後の税率等に従い消費税をいただきます。以下同じです。)手数料金額につきましては、当行所定のものといたしますので、ウェブサイト上で随時ご確認ください。この場合、当行は Biz ファイル送受信サービス利用手数料および消費税を、通帳・払戻請求書・カードまたは小切手の提出なしに、代表口座から当行所定の日に自動的に引き落とします。Biz ファイル送受信サービス利用手数料および消費税が引き落とせなかった場合、当行は引き落とせなかった額に相当する金額を登録されているサービス指定口座から通帳・払戻請求書・カードまたは小切手の提出なしに引き落とせるものとします。なお、サービス指定口座が外貨預金の場合は引落日における当行所定の外国為替相場により換算のうえ引き落とすものとします。

第4条 利用申込・サービスの取止め

1. Biz ファイル送受信サービスの利用を申し込みされる方は Biz ファイル送受信規定、BizSTATION 利用規定その他関連諸規定の内容をご了承のうえ当行所定の方法により申し込みのとします。
2. お客さまは、BizSTATION 利用規定第7条、第8条、第9条、第10条、第11条、第12条、第12条の2、第13条に定めた取引またはサービスをともなわない Biz ファイル送受信サービスの利用のみを目的とした BizSTATION 利用申込ができるものとします。ただし、かかる申し込みをした後は、お客さまは、各条の取引あるいはサービスの利用申込はできず、また、追加サービスの利用申込もできないものとし、お客さまから申し込みの要請を受けた場合であっても、当行はこれらの中の申し込みがなかったものとして取り扱います。
3. お客さまは、当行所定の方法により Biz ファイル送受信サービスを取止めることができます。ただし、Biz ファイル送受信サービスを取止める時までに処理が完了していない送信ファイルおよび受信ファイルがある場合の取り扱いは、当行に一任するものとします。また、前項により BizSTATION の利用を申し込みされたお客さまの場合、Biz ファイル送受信サービスを取止めるときには、BizSTATION も解約されるものとします。

第5条 必要な手続の完了および届出

1. Biz ファイル送受信サービスの対象とする取引に関しては、あらかじめ当該取引につき別途当行が定めた一切の手続を終えていることを Biz ファイル送受信サービス利用の条件とします。
2. お客さまは、Biz ファイル送受信サービスの利用にあたり、Biz ファイル送受信サービスで使用する送信ファイルと受信ファイルの種類を当行所定の方法により届けるものとします。

第6条 取引の依頼

1. 送信ファイルの受付にあたっては、お客さまに依頼内容を確認しますので、その内容が正しい場合には、画面上の確認ボタンのクリック等当行の指定する方法で了承する旨を当行に回答してください。
2. 取引依頼に関しては、依頼のための承認操作実施日(当行所定の時刻までに承認操作した場合)もしくは依頼のための承認操作実施日の翌営業日(当行所定の時刻以降に承認操作した場合および土日・祝日(銀行休業日もこれに準じます)に承認操作した場合)における当行所定の時点で当該取引依頼の内容が確定したものとします。お客さまは、取引依頼の内容が確定するまでの間は、当該取引の依頼を変更または取り消すことができます。
3. 当行は、Biz ファイル送受信サービスによる依頼、または取消依頼取引の権限を付与された登録利用者による取引依頼であることを相応の注意をもって確認して取り扱ったうえは、使用機器等の不正使用その他の事故があっても、その為に生じた損害については責任を負いません。また、当行の判断により取引依頼の処理を行わなかった場合でも、当該取引の処理を行わなかったことによって生じた損害については、当行の責に帰すべき事由による場合を除き、当行は責任を負いません。

第7条 関係規定の適用・準用

Biz ファイル送受信規定および BizSTATION 利用規定に定めのない事項については、当行関連諸規定を適用または準用するものとします。

第8条 サービス内容または規定の変更

当行は Biz ファイル送受信サービスまたは Biz ファイル送受信規定の内容を、事前に当行ウェブサイト等に変更する旨、その変更内容およびその変更日を掲載して告知することにより、何時でも任意に変更できるものとします。変更日以降は変更後の内容に従い取り扱うこととします。かかる変更により万一お客さまに損害が生じた場合でも、当行は責任を負いません。

以上